新型コロナウイルス感染症に係る応援職員派遣について（案）

１　他法人からの応援職員の派遣ルール（基本的な考え方）

◆　**応援職員は，感染リスクの低い施設（エリア）での支援が原則です。**

（１）　感染者発生施設が属する法人の他施設（玉突き支援）

（２）　感染者発生施設のグリーンゾーン（清潔区域）

※　原則，感染リスクの高い場所での活動は，感染者発生施設の運営法人の職員が対応します。

**◆　派遣調整は，応援協力施設の同意の下に行います。**

（１）　感染者発生施設は，応援要請の際，応援を受けたい具体的な内容を伝達します。

（主な内容）職種，期間，就業時間，業務内容・場所，人数など

（２）　事前に登録した応援協力施設へ具体的な要請内容を提示し，協力施設が同意する範囲内で派遣決定を行います。最大２週間の派遣を想定しています。

**◆　応援職員は，所属する協力施設等の身分を持って活動します。**

・　従事業務は，事前に応援協力施設が同意した範囲の業務を主とします。

　　　※従事業務は，協定書で定めた範囲内で行います。

【受援計画の策定について】

**感染症発生時に，他施設から応援を受けられるようにするために，各法人／施設において，感染発生時の対応手順や職員感染時の業務体制，法人内の応援体制などをあらかじめ検討し，受援計画を策定しておく。**

（受援計画での検討項目について（例））

（１）　感染予防の徹底

（２）　衛生資材の備蓄

（３）　ゾーニングの方法等（隔離スペース，導線切り替え等）

（４）　法人内他施設からの支援

（法人内で非常時における優先業務・休止業務等を事前に整理し，優先業務へ限られた人員を集中させるなどの職員応援体制を決めておき，サービス継続体制を検討しておく。休止業務等の人員は，法人内で感染症が発生した場合の対応要員となります。）

（５）　他法人からの応援職員の受入れ計画

（想定される業務の整理，宿泊先，交通手段等の確保）

２　応援職員派遣の流れ

1. 応援要請（希望条件の提示）＜応援要請施設から県社協へ要請＞

　　　感染者発生施設は，保健所の指導等のもと，感染症の拡大防止措置（適切なゾーニングなど）や法人内の他施設からの応援を実施するなど，サービス継続のため，自助努力に最大限努めたうえで，他法人からの応援がなければ，必要な感染対策やサービスの提供ができない場合に派遣要請を行います。

【応援派遣が必要な状況（例）】

　　（１）　介護職員の感染等で，各個室での食事や施設の消毒の徹底ができない。

（２）　職員の感染や感染症対策で職員の長時間労働が続き，身体的にも精神的にも容認できる域を超えている。

【応援要請施設が提出する希望条件（例）】

（１）　必要とする期間（見込み）・就業時間（日勤，夜勤，シフトなど）

（２）　応援職員が従事する業務内容・場所

　 　　 ・　介助等を行う利用者の状態（原則として非感染者のみ。認知症や障がいの有無，特性など）

（３）　人数（職種別）

（４）　宿泊施設の有無

（５）　交通手段の提示（最寄り駅，駐車場など）　など

②　派遣要請（派遣条件の提示）

（１）　応援要請施設からの希望条件等をもとに，県社協が団体（老施協，老健協）に派遣調整を依頼します。

（２）　県社協からの派遣調整依頼に基づき，求められる専門性（種別）や応援要請施設との近接性等を踏まえ，具体的な要請内容を団体（老施協，老健協）から応援協力施設に提示し，検討を依頼します。

③　派遣同意

（１）　応援協力施設は，提示された要請内容について，同意する範囲等を検討し，受諾可否を，団体（老施協，老健協）を通じて県社協へ回答します。

（２）　県社協から応援要請施設に結果を通知します。応援要請施設は，応援を受けるかを決定します。

④　派遣決定

　　　応援要請施設からの連絡を踏まえ，応援職員の派遣を県社協が決定します。県社協から応援協力施設及び応援要請施設等へ通知します。

⑤　派遣協定書の締結

　　　応援要請施設及び応援協力施設は，派遣職員の派遣期間，従事業務，就業時間等を定めた派遣協定書を締結します。

⑥　応援職員の派遣

　　　応援協力施設は協定書に基づき，応援職員を派遣します。県社協及び県は，派遣職員の人件費，旅費，宿泊費等を補助します。

⑦　派遣終了後の健康管理等

　　　応援協力施設は，感染のリスクがあると認められる施設で従事した応援職員が勤務先へ安心して復帰を行えるよう，必要に応じ健康観察（自宅待機）及びＰＣＲ検査を受検できる環境を整備します。

　　　また，健康観察の期間及び検査費用等については，応援協力施設，団体（老施協，老健協）及び県社協等で協議の上決定し，必要と認められた経費は県社協が補助します。

３　補助対象経費

〇県社協補助（施設等職員緊急補充事業による補助）

　応援職員に対する諸費用

1. 旅　費・・・原則，県旅費規定に基づいた額とします。
2. 保険料・・・損害保険料（内容は協議により決定します。）
3. 人件費・・・介護職員　上限１４千円／人・日

　　　・・・看護職員　上限２０千円／人・日

※他の支援制度を利用できる部分を除きます。

〇県補助（新型コロナウイルス感染症に係るサービス事業所等に対するサービス継続支援事

　業による補助）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 応援要請施設 | 応援協力施設 |
| 補助対象施設 | 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等 | 応援職員の派遣を行った応援協力施設（介護サービス事業所・介護施設等） |
| 補助対象経費  （例示） | ・施設等の消毒・清掃費用  ・マスク，手袋，体温計等の衛生用品の購入費用  ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料，（割増）賃金・手当，旅費・宿泊費，損害賠償保険の加入費用等 | ・職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料，（割増）賃金・手当，旅費・宿泊費，損害賠償保険の加入費用等） |
| 基準単価 | ３８千円／定員  ※基準単価は介護老人福祉施設，介護老人保健施設の単価  定員100人の場合3,800千円(38千円／定員×100人)が補助　　　　の上限額となります。 | １９千円／定員  ※基準単価は介護老人福祉施設，介護老人保健施設の単価  定員100人の場合1,900千円(19千円／定員×100人)が補助　　　　の上限額となります。 |
| 補助率 | １０／１０ | １０／１０ |

※旅費等補助対象経費が県社協と県で重複する場合，県社協補助を優先する。